

# 第85回 定時株主総会 招集ご通知

## 開催日時

2026年3月27日（金曜日）  
午前10時（午前9時開場）

## 開催場所

千葉県松戸市松飛台430番地  
マブチモーター株式会社 本社大会議室

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）  
7名選任の件

**マブチモーター株式会社**

証券コード 6592



# 株 主 各 位

証券コード 6592  
(発送日) 2026年3月6日  
(電子提供措置の開始日) 2026年3月2日

千葉県松戸市松飛台430番地

**マブチモーター株式会社**

代表取締役社長 **高橋 徹**

## 第85回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第85回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下のウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。また、書面交付請求をされていない株主様には、本招集ご通知及び株主総会参考書類をお送りいたします。

### 【当社ウェブサイト】

<https://www.mabuchi-motor.co.jp/investor/stock/meeting/>



### 【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「マブチモーター」又は「コード」に当社証券コード「6592」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

### 【株主総会資料掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/6592/teiji/>



なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット等又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、2026年3月26日（木曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

## 記

1. 日 時 2026年3月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所 千葉県松戸市松飛台430番地  
マブチモーター株式会社 本社大会議室
3. 目的事項 **報告事項** 1. 第85期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）事業報告及び連結計算書類の内容報告並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第85期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項** 第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。  
【事業報告】 財産及び損益の状況の推移 / 主要な事業内容 / 主要拠点等 / 従業員の状況 / 主要な借入先 / 会社の株式に関する事項 / 会社の新株予約権等に関する事項 / 業務の適正を確保するための体制 / 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要 / 株式会社の支配に関する基本方針  
【連結計算書類】 連結株主資本等変動計算書 / 連結包括利益計算書 / 連結キャッシュ・フロー計算書 / 連結注記表  
【計算書類】 株主資本等変動計算書 / 個別注記表  
したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査等委員会が監査をした対象書類の一部であります。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記に記載の各ウェブサイトにおいて修正内容を掲載させていただきます。
- 本株主総会終了後、報告事項等について、前記に記載の当社ウェブサイトにおいて動画配信を予定しております。

# 議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

## 株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

**日時** 2026年3月27日(金曜日) 午前10時

**場所** 千葉県松戸市松飛台430番地 マブチモーター株式会社 本社大会議室  
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

## 書面で議決権を行使される場合



本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、切手を貼らずにご投函ください。

**行使期限** 2026年3月26日(木曜日) 午後5時到着分まで

## インターネット等で議決権を行使される場合



インターネット等により議決権を行使される場合は、次の事項をご確認の上、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、書面（議決権行使書）又はインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

**行使期限** 2026年3月26日(木曜日) 午後5時まで

### 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- ・書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- ・インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコンやスマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

### 賛否等の記載がない議決権行使書面の取り扱い

- ・議決権行使書面において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきますのでご了承ください。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

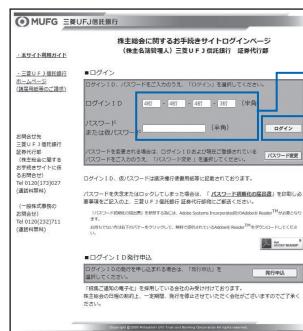
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、健全な事業活動を行う上で必要な内部留保を確保し、財務の健全性を維持しつつ、株主の皆様に対しましては、業績に応じた利益還元を積極的に行うことを基本的な方針といたしております。

### 1. 期末配当に関する事項

この方針の下、株主配当金につきましては、基本となる算定基準としまして、株主資本配当率（DOE）3.0～4.0%を目安に、キャッシュ・フロー及び事業環境などを総合的に勘案して決定することにしております。ただし、資本効率改善の観点から、前期実績の自己資本当期純利益率（ROE）が10%未満ないし前期末時点の株価純資産倍率（PBR）が1倍未満の場合において、DOE 4%を基準に配当を行うと共に、DOE 4%に相当する金額が配当性向50%を下回る場合、DOE 4%を超えて配当性向50%を下限とした配当を行うこととしております。

当期の年間配当金につきましては、上記の基準に基づき、1株当たり106円とさせていただき、既に2025年9月に1株当たり39円の間配当金をお支払いしておりますので、当期の期末配当金は、次のとおりといたしたく存じます。

#### (1) 配当財産の種類

金銭

#### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 金67円

総額 8,272,015,238円

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年3月30日

内部留保につきましては、企業価値の増大を図るため、既存事業の一層の強化・深化及び将来の成長分野への投資に充ちたいと存じます。

なお、当社は、2026年1月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施いたしました。上記期末配当につきましては、株式分割前の株式数を基準としております。

### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

財務状況や今後の経営環境等を総合的に勘案し、別途積立金を取り崩し、以下のとおりといたしたく存じません。

#### (1) 減少する利益剰余金の項目及びその額

別途積立金 170,119,902,379円

#### (2) 増加する利益剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 170,119,902,379円

## 第2号議案

## 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	性別	当社における地位・担当	取締役会出席状況 (2025年度)
1	<b>再任</b> 大越博雄	男性	代表取締役会長	25/25回 100%
2	<b>再任</b> 高橋徹	男性	代表取締役社長 社長執行役員	25/25回 100%
3	<b>再任</b> 伊豫田忠人	男性	取締役 専務執行役員 管理統括 内部統制担当 経営企画本部長 スマートトランスフォーメーション本部長	25/25回 100%
4	<b>再任</b> 中村剛	男性	取締役 常務執行役員 事業統括	19/19回 100%
5	<b>再任</b> 岡田晃	男性	社外取締役	<b>社外取締役</b> <b>独立役員</b> 25/25回 100%
6	<b>再任</b> 萩原貴子	女性	社外取締役	<b>社外取締役</b> <b>独立役員</b> 19/19回 100%
7	<b>新任</b> 柴田周	男性		<b>社外取締役</b> <b>独立役員</b> —

(注) 各氏の取締役会出席状況は、在任期間中の開催日数に基づきます。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	 <p><b>大越 博雄</b> (1961年7月9日生)</p> <p><b>再任</b></p> <p><b>男性</b></p>	<p>1984年 4月 当社入社  1990年 6月 萬寶至實業有限公司購買課長  1996年 8月 同社総経理室長  2002年 5月 同社董事 総務部長 人事部長  2002年10月 当社経営企画室長  2003年 3月 当社事業基盤改革推進本部副本部長  2004年 1月 当社経営企画部長  2009年11月 当社執行役員 管理本部長  2011年 3月 当社取締役執行役員 管理本部長  2013年 3月 当社代表取締役社長社長執行役員  2019年 3月 当社代表取締役社長CEO  2022年 3月 当社代表取締役会長CEO  2024年 3月 当社代表取締役会長 (現任)</p>	97,880株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b>  2013年3月から代表取締役社長、2022年3月から代表取締役会長として、当社グループの経営を牽引してまいりました。その企業経営及び企業統治における豊富な経験と幅広い知識により、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に尽力していることから、当社グループにおける重要事項の決定及び業務執行の監督に、十分な役割を果たすことが期待できると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			
2	 <p><b>高橋 徹</b> (1965年10月15日生)</p> <p><b>再任</b></p> <p><b>男性</b></p>	<p>1988年 4月 当社入社  1993年11月 万宝至馬達大連有限公司  2012年 1月 東莞道ジャオ万宝至馬達有限公司総経理  2015年 1月 万宝至馬達大連有限公司総経理  2018年 3月 当社製造本部生産管理部長  2021年 3月 当社購買・生産管理本部長  2022年 3月 当社取締役執行役員 購買・生産管理本部長  2024年 3月 当社代表取締役社長社長執行役員 (現任)</p>	25,376株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b>  購買・生産に高い知見を持つことに加え、複数の海外子会社の経営に携わるなど、当社グループの事業及び国際的な会社経営についての経験と見識を有しており、2024年3月に当社代表取締役社長に就任以降、リーダーシップを発揮しながら長期経営方針の実行フェーズを牽引していることから、当社グループにおける重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	 <p>いよだただひと <b>伊豫田忠人</b> (1968年11月22日生)</p> <p><b>再任</b> <b>男性</b></p>	<p>1999年 4月 当社入社  2004年 4月 萬寶至實業有限公司總經理室長  2010年 1月 当社経営企画部長  2013年 3月 当社執行役員 管理本部長  2015年 3月 当社取締役執行役員 管理本部長  2018年 3月 当社取締役グループ執行役員 米州総代表 マブチモーターメキシコエスエーデシーブイ会長 社長  2020年 3月 当社取締役執行役員 経営企画部長  2020年 7月 当社取締役執行役員 経営企画本部長 経営企画部長  2021年 3月 当社取締役執行役員 経営企画本部長 広報IR室長  2022年 3月 当社取締役常務執行役員 管理統括 経営戦略担当  2023年 1月 当社取締役常務執行役員 管理統括 内部統制担当 経営戦略担当  2023年 3月 当社取締役常務執行役員 管理統括 内部統制担当 経営戦略担当 事業開発担当  2024年 3月 当社取締役専務執行役員 内部統制担当 事業開発担当 経営企画本部長 スマートトランスフォーメーション本部長  2025年 3月 当社取締役専務執行役員 管理統括 内部統制担当 経営企画本部長 スマートトランスフォーメーション本部長 (現任)</p>	47,200株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b>  本社の経営企画部門及び管理部門における責任者としての経験に加えて、海外子会社の経営に携わるなど、経営戦略の立案・実行における豊富な経験と高い知見を有していることから、当社グループにおける重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
4	 <p>なかむら つよし <b>中村 剛</b> (1965年12月22日生) <b>再任</b> <b>男性</b></p>	<p>1988年 4月 当社入社 1992年 6月 萬寶至實業有限公司営業二課長 2005年 4月 当社パワーユニットモーター事業部長 2006年 3月 当社営業本部第三営業部長 2007年 6月 マブチモーターヨーロッパゲーエムベーハー社長 2011年 8月 当社営業本部中国市場開拓推進室長 2012年10月 当社営業本部第三営業部長 2013年 3月 当社執行役員 営業本部副本部長 2015年 3月 当社執行役員 営業本部長 2017年 6月 当社執行役員 事業副統括 2018年 9月 当社執行役員 事業副統括 中型電装第二事業部長 2019年 3月 当社執行役員 電装第二事業部長 2019年10月 当社執行役員 顧客リレーション担当 電装第二事業部長 2020年 3月 当社執行役員 顧客リレーション担当 2021年 3月 当社常務執行役員 営業担当 民生事業部長 欧州総代表 2021年 8月 当社常務執行役員 営業担当 電装第二事業部長 欧州総代表 2022年 3月 当社常務執行役員 営業担当 オートモーティブ第二事業部長 2024年 3月 当社常務執行役員 営業担当 2025年 3月 当社取締役常務執行役員 事業統括 (現任)</p>	30,952株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 事業部門責任者としての長年の経験から、事業に関する多岐にわたる豊富な知識を有しており、また、海外子会社の経営に携わるなど、経営者としての実績を兼ね備えていることから、当社グループにおける重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
5	 <p data-bbox="266 471 456 541"> <small>おか だ あきら</small>  <b>岡田 晃</b>            (1955年11月14日生)         </p> <p data-bbox="323 547 399 577"><b>再任</b></p> <p data-bbox="323 586 399 616"><b>男性</b></p> <p data-bbox="305 628 417 659"><b>社外取締役</b></p> <p data-bbox="305 671 417 701"><b>独立役員</b></p>	<p>1979年 4 月 全日本空輸株式会社入社</p> <p>2007年 4 月 同社執行役員企画室長</p> <p>2010年 6 月 同社取締役執行役員オペレーション統括本部長</p> <p>2012年 4 月 同社常務取締役執行役員貨物事業室長</p> <p>2015年 4 月 同社専務取締役執行役員貨物事業室長</p> <p>2015年 4 月 株式会社ANA Cargo代表取締役社長</p> <p>2015年 6 月 沖縄電力株式会社社外取締役</p> <p>2016年 4 月 株式会社ANA総合研究所代表取締役社長</p> <p>2021年 4 月 大阪成蹊大学客員教授（現任）</p> <p>2023年 3 月 当社社外取締役（現任）</p>	2,200株
<p><b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】</b></p> <p>外部環境の変化や高度な安全性に関する見識が求められる航空業界での長年の経験を有しており、全日本空輸株式会社及び同社グループ会社において取締役として会社経営に関与し、企業統治に対する豊富な経験と高い見識、人格を兼ね備えております。経営全般に関して適切な監督・助言をいただいているほか、当社の企業統治の強化に寄与いただいていることから、今後も経営全般の監督を適切に行っていただくことが期待できるものと判断し、引き続き社外取締役候補者いたしました。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
6	 <p>はぎ わら たか こ <b>萩原 貴子</b> (1961年3月12日生)</p> <p><b>再任</b></p> <p><b>女性</b></p> <p><b>社外取締役</b></p> <p><b>独立役員</b></p>	<p>1984年4月 ソニー株式会社（現ソニーグループ株式会社）入社 2002年4月 同社ネットワークサービスビジネスカンパニー人事部統括部長 2006年4月 同社人事部門人材開発部統括部長 2008年4月 同社人事部門ダイバーシティ開発部統括部長 2014年4月 ソニー光株式会社・ソニー希望株式会社（現ソニー希望・光株式会社）代表取締役 2014年4月 独立行政法人国立女性教育会館外部評価委員（現任） 2015年2月 株式会社グリーンハウス取締役CHO（Chief Health Officer） 2020年7月 株式会社DDD代表取締役（現任） 2021年5月 ツインバード工業株式会社（現株式会社ツインバード）社外取締役 2021年6月 稲畑産業株式会社社外取締役 2021年6月 NECキャピタルソリューション株式会社社外取締役（現任） 2025年3月 当社社外取締役（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況） 株式会社DDD代表取締役 NECキャピタルソリューション株式会社社外取締役</p>	—
<p><b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】</b> 複数の事業をグローバルに展開するソニーグループ株式会社において人事部門の責任者を長く務め、人材開発に関する高度な知識を有しており、また、経営者としての幅広い見識と経験を備えております。経営全般に関して適切な監督・助言をいただいているほか、当社の人事戦略及び組織経営の強化に寄与いただいていることから、今後も経営全般の監督・助言を適切に行っていただくことが期待できるものと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
7	 <p>しば た まこと <b>柴田 周</b> (1961年7月8日生)</p> <p><b>新任</b></p> <p><b>男性</b></p> <p><b>社外取締役</b></p> <p><b>独立役員</b></p>	<p>1984年 4月 三菱金属株式会社（現 三菱マテリアル株式会社） 入社</p> <p>2018年 6月 同社代表取締役常務執行役員 ガバナンス統括本部 長</p> <p>2019年 4月 同社取締役常務執行役員 経営戦略本部長</p> <p>2019年 6月 同社取締役執行役常務 経営戦略本部長</p> <p>2020年 4月 同社取締役執行役常務 CFO（Chief Financial Officer） 経営戦略本部長</p> <p>2021年 4月 同社取締役執行役常務</p> <p>2021年 6月 同社執行役常務</p> <p>2022年10月 同社執行役常務 CDO（Chief Digital Officer）</p> <p>2023年 4月 同社執行役常務 CTO（Chief Technical Officer） CDO</p> <p>2023年 6月 同社取締役代表執行役常務 CTO CDO</p> <p>2024年 4月 同社取締役代表執行役常務 CTO</p> <p>2025年 4月 同社取締役</p> <p>2025年 6月 同社上級顧問（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況） 三菱マテリアル株式会社上級顧問</p>	—
<p><b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】</b></p> <p>三菱マテリアル株式会社において代表取締役・代表執行役を歴任し、経営者としての知見を有するとともに、経営戦略、財務会計、研究開発、DX（デジタル・トランスフォーメーション）等、多様な分野において責任者を経験しており、経営に関して多角的な監督・助言を期待できるものと判断し、新たに社外取締役候補者といたしました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 岡田晃氏、萩原貴子氏及び柴田周氏は、社外取締役候補者であります。
3. 岡田晃氏及び萩原貴子氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって岡田晃氏は3年、萩原貴子氏が1年となります。
4. 当社は、岡田晃氏及び萩原貴子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。また、柴田周氏が選任された場合、当社は同氏の間においても同様の契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額といたします。
5. 当社は、岡田晃氏及び萩原貴子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。また、柴田周氏につきましても、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
6. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約については次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 各候補者の所有する当社株式の数は、2026年1月1日付で実施した株式分割前の当期末（2025年12月31日）時点の株式数を記載しております。

## ■ ご参考：本定時株主総会後の取締役会の構成

本定時株主総会において、第2号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役会の構成及び専門性は以下のとおりです。

氏名	性別	企業経営 経験*	グローバル 経験	経営企画・ 経営戦略	内部統制・ ガバナンス	法務・ リスク管理	財務・ 会計	人事労務・ 人材開発	事業・ 営業	技術・ 品質	購買・ 生産
大越博雄	男性	○*	○	○	○	○	○	○	○		○
高橋 徹	男性	○*	○	○	○				○		○
伊豫田 忠人	男性	○*	○	○	○	○	○	○	○		○
中村 剛	男性	○*	○		○				○		
岡田 晃	男性	○		○	○				○		
萩原 貴子	女性	○			○			○			
柴田 周	男性	○	○	○	○	○	○		○	○	○
小林 克己	男性	○*	○		○	○	○	○			○
東 葎 葉 子	女性				○	○	○				
福山 靖子	女性		○		○	○	○				
金子 敦	男性	○	○	○	○	○	○		○		

(注) \* は当社・当社グループ会社における社長経験者を示します。

## ■ ご参考：社外役員独立性基準

当社は、社外役員の独立性における基準を定め、社外役員が次の項目のいずれかに該当する場合は、当社にとって十分な独立性を有していない者とみなす。

- (1) 当社及び当社の子会社（以下「当社グループ」と総称する）の出身者
- (2) 当社グループを主要な取引先とする業務執行者又は当社グループが主要な取引先とする業務執行者（主要な取引先とは、当社グループの製品等の販売先又は仕入れ先であって、双方いずれかにおいて、その事業年度の連結売上高の2%を超えるものをいう。）
- (3) 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう。）多額とは、役員報酬以外で、年間1,000万円以上の金銭や財産上の利益を得ることをいう。
- (4) 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士若しくは監査法人の社員、パートナー若しくは職員・従業員である者
- (5) 当社の議決権の10%以上を保有する大株主
- (6) 当社グループから年間1,000万円以上の多額の寄付・融資等を受領した者（当該寄付・融資を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう。）
- (7) 社外役員の相互就任関係となるほかの会社の業務執行者
- (8) 過去1年間において(2)～(7)のいずれかに該当していた者
- (9) (1)～(8)に該当する者が重要な者である場合において、その者の近親者（配偶者、二等親内の親族又は同居の親族）  
重要な者とは、社外取締役を除く取締役、執行役員、理事及び部長以上の上級管理職にある者

## ■ 監査等委員会の意見

監査等委員会は、監査等委員でない取締役の選任及び報酬等に関して検討した結果、会社法の規定に基づき、第85回定時株主総会において陳述すべき事項はないとの結論に至りました。

以上

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当期における世界経済は、各国におけるインフレ圧力の緩和が進んだものの、物価の高止まりに伴う消費低迷や保護主義的な関税政策の影響が一部で見られ、低成長に留まりました。米国経済は、雇用情勢は悪化したものの、個人消費は堅調を維持し、底堅く推移しました。欧州経済は、インフレ圧力の緩和による個人消費の持ち直しが見られたものの、輸出の減少に伴う製造業の低迷やエネルギー価格の高止まりの影響等により、経済活動の回復ペースは緩慢なものに留まりました。中国経済は輸出が堅調であったものの、不動産不況の長期化に伴う内需低迷の影響等により成長ペースが鈍化しました。我が国経済は、インフレの影響はあったものの、所得環境の改善による個人消費の回復やインバウンド需要の継続的な伸長等により緩やかに回復しました。

当社グループの関連市場におきましては、自動車電装機器市場は、一部の地域において販売の低迷が見られました。ライフ・インダストリー機器市場は、インフレ圧力の緩和に伴い個人消費の回復が見られ、全体として堅調に推移しました。

このような景況下、当社は、「『動き』のソリューション提供による事業ポートフォリオの進化」、「自動車電装機器及びライフ・インダストリー機器用モーターの拡販」、「マブチグローバル経営によるグローバルリスクマネジメント」、「サステナビリティへの取り組み」等を課題に掲げ、取り組んでまいりました。具体的には、「アシスト自転車、ベルトコンベア及び半導体製造装置用などの様々な用途で受注獲得」、「産業機器用途における拡販に向けてモーターのラインナップを拡大すべく、マブチマイクロテック及びマブチNPMをM&Aによりグループ会社化」、「モーターとギアを組み合わせたユニット対応力を向上すべく、マブチオービーギアシステムをM&Aによりグループ会社化」、「顧客サービスの向上と販売体制の強化、及び更なる販売拡大を目的に、インド共和国に販売会社を設立」等、売上とシェアの拡大、新市場の開拓及び高品質・高効率化の更なる進展に向けた諸施策を積極的に導入・実現し、将来の事業成長につながる成果を上げることができました。

これらの結果、当期の連結売上高は2,004億1千7百万円（前期比2.1%増）となりました。

営業利益につきましては、売価・プロダクトミックスの改善等の増益要因が、コストアップ等の減益要因を上回り、254億6千7百万円（前期比17.7%増）となりました。

経常利益は、営業利益が増加したものの、為替差益及び受取利息が前期比で減少したこと等により、350億7千8百万円（前期比8.1%増）、税金等調整前当期純利益は、前期に発生した減損損失が当期は発生しなかったこと等により、349億6千4百万円（前期比47.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は262億7千2百万円（前期比104.8%増）となりました。

次に、モーターの用途別市場動向と販売状況についてご説明いたします。

#### ① 自動車電装機器市場

売上高は1,545億4千9百万円（前期比1.3%増）と増加しました。小型電装用途は、ミラー及びドアロック用が堅調な自動車生産を背景に増加し、グリルシャッター及び給油口用等の新しい用途も拡大しました。中型電装用途は、パーキングブレーキ用が堅調に推移、またバルブ用がプラグインハイブリッド車向けの需要拡大により増加、パワーウィンドウ用は欧米向けで増加したものの台湾マブチでの旧世代製品の生産及び販売終了により全体として減少、パワーシート用は欧米及び中国顧客向けが減少したものの日系顧客向けが増加し、前期比で全体として増加しました。

#### ② ライフ・インダストリー機器市場

売上高は458億4百万円（前期比4.9%増）と増加しました。家電・工具・住設及び理美容用は採算性重視の方針に基づく受注絞り込みにより減少した一方で、健康・医療用が堅調に推移したことに加え、マブチオーバークリアシステム及びマブチマイクロテックのグループ化により、全体として増加しました。

### <連結モーター売上高の用途市場別内訳>

用途市場	第85期(2025年12月期)	前期比増減(%)	構成比(%)
	金額(百万円)		
自動車電装機器	154,549	1.3	77.1
ライフ・インダストリー機器	45,804	4.9	22.9
合計	200,353	2.1	100.0

- (注) 1. 当社グループは、小型モーターに関する単一事業分野において事業活動を展開しており、単一事業部門で組織されているため、事業の種類別セグメントに関連付けた説明は記載しておりません。
2. 当社グループは、モーター売上のほかに若干のモーター部品及び生産設備の売上があるため、連結売上高合計とモーター売上高は一致しておりません。
3. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
4. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

---

## (2) 設備投資の状況

当期中の設備投資は、施設関連費用に9億3千4百万円、研究開発設備に5億8千7百万円、IT関連費用に1億7千万円、その他モーター生産力増強及び更新用設備等に85億6千5百万円、合わせて102億5千6百万円となりました。

## (3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

## (4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

## (5) 事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

## (6) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

第2四半期連結会計期間において、オービー工業株式会社(現：マブチオービーギアシステム株式会社)、並びにその子会社である奥美工業(香港)有限公司(現：万宝至奥美歯輪系統(香港)有限公司)、奥美工業塑料(深圳)有限公司(現：万宝至奥美歯輪系統(深圳)有限公司)、奥美工業(深圳)有限公司、奥美工業(青島)有限公司(現：万宝至奥美歯輪系統(青島)有限公司)、オービー工業フィリピンインク(現：マブチオービーフィリピンインク)及びオービー工業ベトナムリミテッド(現：マブチオービーベトナムリミテッド)を子会社化いたしました。

第3四半期連結会計期間において、OKIエム・イー株式会社(現：マブチモーターマイクロテック株式会社)並びにその子会社である株式会社アダチ・プロテクノを子会社化いたしました。

## (7) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

## (8) 対処すべき課題

次期の見通しにつきましては、世界経済は、各国におけるインフレ圧力の緩和が継続しているものの、地政学的リスクの高まりを背景に各国間の貿易や投資が細る影響等により不透明感が増しており、成長ペースは僅かに鈍化するものと見込まれます。米国経済は、金融政策による個人消費の回復は期待されるものの、関税等の影響により先行きは不透明な見通しです。欧州経済は、個人消費の回復により緩やかな成長が見込まれますが、関税等の影響により輸出の停滞が懸念されます。中国経済は、不動産不況や個人消費の低迷から、引き続

き成長ペースの鈍化が見込まれます。我が国経済は、所得環境の改善による個人消費の伸長や好調なインバウンド需要を背景に緩やかな回復が見込まれます。

当社グループの関連市場におきましては、自動車電装機器市場は、中国では自動車の買い替えに関する補助金政策が縮小することから、自動車生産台数は伸び悩む見通しです。その他の新興国では、特にインドにおいて自動車生産台数の成長が見込まれます。欧米では、主に関税政策に伴い需要が減退し、生産は伸び悩む見通しであり、世界の自動車生産台数は前期比で微減を見込んでおります。ライフ・インダストリー機器市場は、個人消費の低迷に加えて、採算性重視の方針により家電・工具・住設及び理美容用は低調となることを見込まれますが、健康・医療機器用の安定的な需要を背景に堅調な推移が見込まれ、新用途として注力しているマシーナリー及びモビリティ用の増加、並びにM&Aにより当社グループに加わった企業の貢献により全体として増加を見込んでおります。

このような経営環境下、当社グループは、次に述べます課題に取り組んでまいります。

#### ① 「動き」のソリューション提供による事業ポートフォリオの進化

当社はこれまで、小型直流モーター専門メーカーとして、お客様が求める真の価値を実現する高品質なモーターを「標準化戦略」によってリーズナブルな価格でご提供し、自動車電装分野からライフ・インダストリー分野まで、人々の暮らしの利便性、快適性及び安全性の向上に幅広く貢献してまいりました。今後もお客様と社会への貢献を拡大するため、モーターを中心としつつ事業領域を拡大し、多様な「動き」のソリューションを提供することにより事業ポートフォリオを進化させ、事業の成長を図ります。当社は事業ポートフォリオの深化を実現するための事業コンセプトとして「e-MOTO」を掲げています。e-MOTOは、お客様と社会が望む多様な「動き」のソリューション提供を事業活動の目的とした事業コンセプトであり、近年増加するお客様からのユニット提供のご要望にも、回転に留まらない多様な「動き」を提供することで、ビジネス領域の拡大と付加価値向上の実現を目指しております。また、ユニット等のビジネス領域拡大においてはM&Aや外部提携を積極的に活用していく方針としております。

2025年4月には、高精度樹脂ギアメーカーであるマブチオービーギアシステムが当社グループに加わりました。精密成形の高い対応能力、グローバルでのワンストップ対応体制を獲得する事により、当社グループ体となってお客様に最適なソリューションを提供してまいります。また、2025年7月には、ステッピングモーターをコアとした各種モーター及びアクチュエーターの専門メーカーであるマブチマイクロテックが当社グループに加わりました。ステッピングモーターを中心とする技術及び製品ラインナップを、当社の技術、販売チャネル及び顧客基盤と組み合わせることによりシナジーを生み出し、製品開発と市場開拓の推進による新規事業の創出と既存事業の拡大を図ってまいります。そして、2026年1月には、精密小型モーター及びモーションコントロール製品メーカーであるマブチNPMが当社グループに加わりました。モーターと制御系システムを組み合わせたモーションコントロールに関する高度な技術力と医療及び産業機器分野での豊富な知見と対応力の活用により、当社グループ体となってお客様に最適なソリューションを提供してまいります。

当社が今後の成長に向けて特に注力する事業領域を、「モビリティ」「マシーナリー」「メディカル」の

---

「3つのM領域」と定義しており、各領域において以下の通り取り組んでおります。

モビリティ：自動車電装分野では、EV化の進展に伴い、限られたバッテリーで航続距離を延ばすための電力消費量の削減が求められており、小型・軽量・高効率という当社モーターの付加価値を更に高め、開発・生産・販売を推進します。またバッテリーの熱管理に使用されるバッテリー冷却用のバルブ用途の需要が高まっており、ブラシ付モーターとブラシレスモーターの双方をラインナップしている当社の強みを活かし、ユニット対応を含めてお客様の要望に応じたソリューションを提供してまいります。ライフ・インダストリー分野では、移動体用ブラシレスモーターにおいて、アシスト自転車をはじめとする様々な用途にて受注を獲得しており、引き続き新たなお客様・用途を開拓し、拡販に取り組んでまいります。

マシーナリー：今後市場の拡大が見込まれるロボット市場では、人手不足の解消に貢献するような協調ロボットやヒューマノイド用途での拡販を目指し、中空構造のブラシレスモーター等のラインナップを拡充しており、今後も新規採用に向けた取り組みを進めてまいります。また産業機器に関しては、工業製品や食品等の生産過程におけるCO2排出量の削減が急務となっており、エア式や油圧式から、よりエネルギー変換効率の高い電動式へ切り替える動きが広まる中で、ベルトコンベア用で受注を獲得しました。今後もビジネス拡大に向けたソリューション提案を進めてまいります。

メディカル：健康・医療機器用途においては、高付加価値の歯ブラシ用モーターをはじめ、人々の健康に寄与する製品に注力しています。人工呼吸器及び歯科治療機器用モーター等を手掛けるマブチエレクトロマグの製品ラインナップ及び顧客基盤を足掛かりに、医療機器用途の取り組みを強化しております。また、主に健康・医療機器用の小型ポンプに強みを有するマブチオーケンのシナジー創出を早期に実現し、医療機器用をはじめとする「3つのM領域」における、ユニット対応力とソリューション提案力を強化し、事業拡大に取り組んでまいります。

## ② 自動車電装機器及びライフ・インダストリー機器用モーターの拡販

パワーウインドウ用モーターにつきましては、搭載車種の拡大に向けた取り組みを一層強化し、販売活動に注力することで、更なるシェア拡大を目指してまいります。パワーシート用モーターにおいては、日系大手のお客様をはじめ、ビジネスの更なる拡大に取り組むとともに、既存のお客様におけるシェアアップに取り組んでまいります。パーキングブレーキ及びドアクローザー用等のモーターについては、標準化戦略に基づき多用途への展開が可能な標準モーターの開発及び販売活動に取り組んでまいります。ミラー用をはじめとする当社が高い世界シェアを有する既存製品分野においては、新たな差別化技術を搭載した製品の投入により更なる販売の拡大に取り組んでまいります。

ライフ・インダストリー機器用においては、家電製品や健康・医療等の個人の生活に関する用途と、業務や産業に関する用途に向け、付加価値の高い製品を提供してまいります。産業機器用途において求められるモーターに強みを有するマブチマイクロテックを2025年7月より、マブチNPMを2026年1月より当社グループに加え、マシーナリー領域における拡販に取り組んでまいります。今後も、開発・生産・販売のあらゆる面でのシナジー創出に組み込み、ライフ・インダストリー機器用途全体の成長へ繋げてまいります。

### ③ マブチグローバル経営によるグローバルリスクマネジメント

当社は、各海外拠点の自主・自立性を向上させ地産地消を推進する「世界5極事業体制」に、拠点間の人材の繋がり及び多様な価値観を活用する「ダイバーシティ」を強みとする「マブチグローバル経営」を推進しております。本社・各拠点間の人材交流を促すための基盤となる人事制度の整備及び各種情報共有や拠点をまたぐ会議体の設定等を通じてグループレベルで相互理解と協力を促進し、グループ各拠点の横の繋がりを強化することに加えて、各拠点内における縦の繋がりを強化するための方針展開施策、教育及び階層を超えたコミュニケーション施策等により会社方針や価値観の理解・共有を図っております。各拠点において強固な開発・生産・販売体制を構築することにより、変化の大きい市場環境においても高品質な製品をリーズナブルな価格で安定的に供給できるよう、グローバルレベルでのリスクマネジメントを推進してまいります。

### ④ サステナビリティへの取り組み

当社では、SDGs（持続可能な開発目標）を、人を大切にしながら経済的にも成長できる目標と捉えております。2030年を最終年度とするサステナビリティ目標を設定し、「地球環境を犠牲にすることのない企業活動」「豊かな社会と人々の快適な生活を実現するものづくり」「すべての人が活躍できる環境の実現」「社会的責任の遂行」をマテリアリティ（重要課題）として、事業活動を通じた地球環境や社会課題の解決に向けた積極的な取り組みを継続しています。気候変動への取り組みとして、2050年のカーボンニュートラルに向けた活動を推進しており、目標達成に向け、再生可能エネルギーの更なる活用や環境へ配慮した製品創出の取り組み等の具体的な施策を加速いたします。また、2025年9月にSBT認定を取得し、温室効果ガス排出量に関してScope 1, 2は2030年までに2023年比42%削減の新たな目標設定を、またScope 3はカテゴリ 1 及び 11に新たな目標を設定し、サプライチェーン全体での温室効果ガス排出量削減目標達成に向けた施策を推進してまいります。社会面での取り組みとしては、SDGsに貢献する製品の販売拡大やお取引先様を含むサプライチェーン全体でのCSR活動、人権への取り組み、また次世代を担う子どもたちが科学への関心を深める活動を推進してまいります。今後も、国際社会が直面している課題の解決に事業を通じて貢献することにより、経営理念「国際社会への貢献とその継続的拡大」の実現を目指し、グループの総力を挙げて取り組んでまいります。

## (9) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
萬 寶 至 實 業 有 限 公 司	HK\$ 千 491,012	% 100	小型モーター並びに部品の販売
マブチモーターアメリカコーポレーション	US\$ 千 4,000	100	小型モーター並びに部品の販売
萬 寶 至 馬 達 股 份 有 限 公 司	NT\$ 千 490,600	100	小型モーター部品並びに生産設備の製造及び販売
万 宝 至 馬 達 大 連 有 限 公 司	RMB 千 470,743	100	小型モーター並びに部品の製造及び販売
華 淵 電 機 工 業 股 份 有 限 公 司	NT\$ 千 452,540	100	小型モーター及び部品並びに生産設備の製造及び販売
万 宝 至 馬 達 ( 江 蘇 ) 有 限 公 司	RMB 千 293,668	100 (43)	小型モーター並びに部品の製造及び販売
マブチモーターヨーロッパゲーエムベーハー	EUR 千 715	100	小型モーター並びに部品の販売
マブチモーターシンガポールプライベートリミテッド	US\$ 千 511	100	小型モーター並びに部品の販売
万 宝 至 馬 達 瓦 房 店 有 限 公 司	RMB 千 57,937	100 (100)	小型モーター並びに部品の製造及び販売
マブチモーターベトナムリミテッド	VND 百万 439,737	100	小型モーター及び部品並びに生産設備の製造及び設計開発並びに販売
万 宝 至 ( 上 海 ) 管 理 有 限 公 司	RMB 千 34,046	100	地域統括、小型モーター並びに部品の販売及び設計開発
マブチモーターダナンリミテッド	VND 百万 1,679,702	100	小型モーター並びに部品の製造及び販売
万 宝 至 馬 達 ( 東 莞 ) 有 限 公 司	RMB 千 456,165	100 (100)	小型モーター及び部品並びに生産設備の製造及び販売
マブチモーターコリアカンパニーリミテッド	KRW 千 300,000	100	小型モーター並びに部品の販売
東 莞 道 じ ゃ お 万 宝 至 馬 達 有 限 公 司	RMB 千 149,371	100 (100)	小型モーター並びに部品の製造及び販売

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
万宝至馬達（江西）有限公司	RMB 千 313,826	% 100 (100)	小型モーター並びに部品の製造及び販売
マブチモーターメキシコエスエーデシーブイ	MXN 千 3,711,159	100 (0)	小型モーター並びに部品の製造及び販売
マブチモーターポーランドエスペゾー	PLN 千 254,934	100	小型モーター並びに部品の製造及び販売
マブチモータータイランドカンパニーリミテッド	THB 千 29,000	100	小型モーター並びに部品の販売
万宝至精工部件（江門）有限公司	RMB 千 121,939	100 (100)	小型モーター部品の製造及び販売
マブチモーターエレクトロマグエスエー	CHF 千 100	100	医療機器用モーターの製造及び販売
マブチモーターオーケン株式会社	JPY 千 20,000	100	小型ポンプの製造及び販売
万宝至応研精工電子（大連）有限公司	RMB 千 16,708	100 (100)	小型ポンプの製造及び販売
マブチモーターオーケンベトナムカンパニーリミテッド	VND 百万 21,120	100 (100)	小型ポンプの製造及び販売
マブチモーターインディアプライベートリミテッド	INR 千 99,000	100	小型モーター並びに部品の販売
マブチオービーギアシステム株式会社	JPY 千 45,000	100	工業用プラスチック製品、金型、治工具の製造及び販売
万宝至奥美齒輪系統（香港）有限公司	HK\$ 千 1,000	100 (100)	工業用プラスチック製品、金型、治工具の販売
万宝至奥美齒輪系統（深圳）有限公司	RMB 千 25,278	100 (100)	工業用プラスチック製品、金型、治工具の製造及び販売
奥美工業（深圳）有限公司	RMB 千 12,195	100 (100)	工業用プラスチック製品、金型、治工具の製造及び販売
万宝至奥美齒輪系統（青島）有限公司	RMB 千 11,635	100 (100)	工業用プラスチック製品、金型、治工具の製造及び販売
マブチオービーフィリピンインク	PHP 千 47,550	100 (100)	工業用プラスチック製品、金型、治工具の製造及び販売
マブチオービーベトナムリミテッド	VND 百万 18,300	100 (100)	工業用プラスチック製品、金型、治工具の製造及び販売
マブチモーターマイクロテック株式会社	JPY 千 100,000	100	情報機器、アミューズメント機器、ガス機器等向けの小型モーターの開発、製造及び販売

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 ア ダ チ ・ プ ロ テ ク ノ	JPY 千 13,000	100 (100)	情報機器、アミューズメント機器、ガス機器等向けの小型モーターの開発、製造及び販売
マブチモーターエンジニアリング株式会社	JPY 千 490,000	100	設備・金型設計開発、設備・金型・機械加工品の製造及び販売

- (注) 1. 「当社の議決権比率」欄の（ ）内は、間接所有する議決権の比率を内数で記載しております。
2. 当連結会計年度において、マブチオービーギアシステム株式会社の株式を取得したことにより、同社並びにその子会社である万宝至奥美歯輪系統（香港）有限公司、万宝至奥美歯輪系統（深圳）有限公司、奥美工業（深圳）有限公司、万宝至奥美歯輪系統（青島）有限公司、マブチオービーフィリピンインク、マブチオービーベトナムリミテッドを子会社化したため、重要な子会社として記載しております。
- また、当連結会計年度において、マブチモーターマイクロテック株式会社の株式を取得したことにより、同社並びにその子会社である株式会社アダチ・プロテクノを子会社化したため、重要な子会社として記載しております。
3. マブチモーターインディアプライベートリミテッド、マブチモーターエンジニアリング株式会社につきましては、当連結会計年度において新たに設立したため、重要な子会社として記載しております。

## 2. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役の氏名等 (2025年12月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長	大 越 博 雄	
代表取締役社長	高 橋 徹	社長執行役員
取 締 役	伊 豫 田 忠 人	専務執行役員 管理統括 内部統制担当 経営企画本部長 スマートトランスフォーメーション本部長
取 締 役	中 村 剛	常務執行役員 事業統括
社 外 取 締 役	岡 田 晃	
社 外 取 締 役	坂 田 誠 二	ヒロセ電機株式会社社外取締役 佐鳥電機株式会社社外取締役 (監査等委員)
社 外 取 締 役	萩 原 貴 子	株式会社DDD代表取締役 NECキャピタルソリューション株式会社社外取締役
取 締 役 (常勤監査等委員)	小 林 克 己	
社 外 取 締 役 (監査等委員)	東 葎 葉 子	アルプスアルパイン株式会社社外取締役 (監査等委員) コクヨ株式会社社外取締役 公認会計士東葎葉子事務所 代表
社 外 取 締 役 (監査等委員)	福 山 靖 子	スプリング法律事務所パートナー弁護士 株式会社アールエイジ社外取締役 (監査等委員) ビーピー・カストロール株式会社社外取締役 (監査等委員)
社 外 取 締 役 (監査等委員)	金 子 敦	

- (注) 1. 取締役岡田晃氏、坂田誠二氏及び萩原貴子氏並びに取締役 (監査等委員) 東葎葉子氏、福山靖子氏及び金子敦氏は社外取締役であり、東京証券取引所の定めに基づく「独立役員」として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能の強化や情報収集の充実、内部監査部門等との連携を図るため、小林克己氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 取締役 (監査等委員・常勤) 小林克己氏は、海外子会社の経営を経て、当社管理部門及び経理・財務部門を統括する業務に携わるなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役 (監査等委員) 東葎葉子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する専門的知見を有しております。
5. 取締役 (監査等委員) 福山靖子氏は、弁護士として企業法務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

6. 取締役（監査等委員）金子敦氏は、事業会社において経理・財務、企業経営等に従事した経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 当事業年度中の役員の異動
- ・2025年3月28日開催の第84回定時株主総会において、中村剛氏、萩原貴子氏及び金子敦氏が新たに取締役に選任され、就任いたしました。
  - ・取締役片山寛太郎氏、御手洗尚樹氏及び浅井隆氏は、2025年3月28日開催の第84回定時株主総会をもって、任期満了により退任いたしました。
8. 当社は、戦略的意思決定及び監督機能を取締役に集中し、日常的な業務執行の権限と責任を執行役員に与えることにより、業務執行と監督の双方の機能を高めるとともに、コーポレート・ガバナンスの強化を図るため、執行役員制度を採用しております。
- なお、取締役を兼任しない執行役員は次のとおりであります。

氏 名	担 当
宮 嶋 和 明	常務執行役員 ものづくり担当 特命担当
安 井 元 一	常務執行役員 特命担当
今 村 知 文	執行役員 IT本部長
渡 辺 広 昭	執行役員 購買・生産管理本部長
萩 田 敬 一	執行役員 経理・財務担当
小 溝 利 宏	執行役員 人事・総務本部長 人事部長
桑 島 秀 毅	執行役員 オートモーティブ事業部長
権 大 勇	グループ常務執行役員 中国総代表
芝 崎 徹	グループ執行役員 ポーランドマブチ社長
舒 正	グループ執行役員 中国副代表
HOANG S o n	グループ執行役員 ベトナムマブチ会長・社長 グナンマブチ会長
木 村 慎	グループ執行役員 メキシコマブチ社長
阿 部 一 博	グループ執行役員 欧州総代表

(注) 2025年10月1日付で安井元一氏は常務執行役員 特命担当に就任いたしました。

## (2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は、当社及び当社子会社の役員であり、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約により、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填することとしています。

## (3) 取締役の報酬等の額

### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年3月23日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該方針に関しましては、報酬委員会にて十分な議論を行った上で、取締役会に答申されております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

#### 【役員報酬決定方針】

当社は、経営理念の実現に資する優秀な経営人材を確保し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上への貢献意識を高めるインセンティブとして役員報酬を位置付け、以下の方針に基づいて報酬を決定しております。

#### (1) 報酬水準

- ・グローバルな事業の成長を実現するために必要な経験、スキルを有する多様な人材が確保できる報酬水準を設定します。
- ・報酬水準の妥当性を確保するため、外部調査機関による報酬調査データを参考の上、当社の業績状況をはじめ、経済環境や業界動向等を考慮し、適切な水準を決定します。

#### (2) 報酬構成

- ・役員報酬は、固定報酬である基本報酬と会社業績、個人評価を反映する業績連動報酬から構成します。
- ・業績連動報酬は、短期的な会社業績への反映と中長期的な企業価値向上への反映を考慮した構成とします。
- ・株主との価値共有を高めるとともに、中長期的な視点での企業価値向上へのインセンティブを高めるため、報酬の一部を株式報酬とします。
- ・社外取締役及び監査等委員である取締役の報酬は、その役割と独立性の観点から、基本報酬のみで構成します。

### (3) 報酬ガバナンス

- ・役員報酬の決定方針や報酬額の決定については、公正性や透明性を確保することを重視し、委員の過半数を社外取締役で構成する報酬委員会を毎年開催し、その答申を受けた取締役会において決定します。
- ・各取締役の個別の報酬額については、客観性や透明性を確保することを目的として、その決定を取締役会から報酬委員会に委任しています。
- ・業績連動報酬に反映する個人評価については、委員の過半数を社外取締役より構成する指名委員会にて決定します。
- ・報酬委員会、指名委員会ともに、社外取締役の岡田晃氏を委員長として、代表取締役会長の大越博雄氏、代表取締役社長の高橋徹氏、社外取締役の坂田誠二氏、及び社外取締役の萩原貴子氏の5名で構成されております。
- ・報酬委員会、指名委員会ともに、委員長から審議内容・プロセスについて監査等委員会へ報告を行うことで、透明性の向上を図っております。

#### 【報酬制度の概要】

取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）の報酬制度の方針・概要は次のとおりです。

#### (1) 報酬の内訳

報酬の名称	月額報酬	賞与	信託型株式報酬	譲渡制限付株式報酬
報酬の特徴	基本報酬	短期インセンティブ	中期インセンティブ	長期インセンティブ
現金／株式	金銭報酬		株式報酬	
業績連動性	業績非連動	業績連動	業績連動	業績非連動
付与時期	月例で支給	年1回3月に支給	原則3年に1回、 中期計画終了年度の 翌年に支給	年1回付与、退任時 に譲渡制限解除
基本構成比率	50%	30%	20%	
総額限度枠	年額／5億5千万円		3事業年度／6億円 (300,000株以内)	年額／6千万円 (100,000株以内)

- (注) 1. 報酬の基本構成比率は制度設計上の基本比率を示しており、当社業績の状況等により上記比率は変動します。  
 2. 金銭報酬の総額限度枠には社外取締役（監査等委員である取締役を除く）の基本報酬も含めた金額となっております。  
 3. 株式報酬の総額限度枠には、2026年1月1日付で実施した株式分割前の当期末（2025年12月31日）時点の株式数を記載しております。

## (2) 業績連動報酬

### 1) 賞与

- ・短期インセンティブ報酬として、毎事業年度の業績向上への貢献意識を高めることを目的に、評価指標は親会社株主に帰属する当期純利益を採用しています。評価指標の実績に応じて変動幅0～160%の範囲で報酬額を算出し、さらに個人評価を反映して最終決定します。

### 2) 信託型株式報酬

- ・中期インセンティブ報酬として、経営計画で掲げる指標の3事業年度ごとの達成状況と連動させることで、経営計画の必達による企業価値向上への意識を高めることを目的に導入しています。当株式報酬は、役位に応じて付与する役位ポイントと業績指標の達成度に応じて付与する業績連動ポイントで構成され、業績連動ポイントは0～180%の変動幅で算出し、さらに個人評価を反映して最終決定します。なお、経営計画指標の各項目のウエイトは均一（それぞれ25%）となっております。

経営計画 指標	=	売上高	+	営業利益率	+	ROIC	+	サステナビリティ 指標
		25%		25%		25%		25%

## (3) 非金銭報酬等

- ・株式報酬につきましては、上述の信託型株式報酬に加えて、長期的な視点での企業価値向上へのインセンティブを高めることを目的として譲渡制限付株式報酬を導入しております。役位別に定める譲渡制限付株式報酬額に応じて所定の期日の株価を基礎として算出した譲渡制限付株式を割り当てるものです。譲渡制限は退任時に解除されます。

## (4) 株式報酬の支給制限

- ・取締役を解任された場合、及び任期中に辞任した場合等（取締役会が正当な事由と認めた場合を除く）において、報酬委員会の審議、答申を踏まえ、取締役会の決議により株式報酬の支給を制限します。また、一部株式報酬に関しては、所定の要件に該当した場合、過去に付与した株式の返還を求めることがあります。

## (5) 自社株保有に関する考え方

- ・株式報酬により付与した当社株式は原則として在任期間中は保持し続けることとします。さらに別に定める「自社株保有ガイドライン」により一定量以上の当社株式を保有することを奨励することで、株主との価値共有や中長期的な企業価値向上への意識向上を図っております。

## ② 報酬等の額

区分	支給 人員	報酬等 の総額	報酬等の種類別の総額			
			基本報酬	業績連動		譲渡制限付 株式報酬
				賞与	信託型株式報酬	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	9名 (4名)	479百万円 (33百万円)	213百万円 (33百万円)	196百万円 (-)	34百万円 (-)	35百万円 (-)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	5名 (4名)	56百万円 (33百万円)	56百万円 (33百万円)	- (-)	- (-)	- (-)
合計 (うち社外取締役)	14名 (8名)	536百万円 (67百万円)	270百万円 (67百万円)	196百万円 (-)	34百万円 (-)	35百万円 (-)

- (注) 1. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針につきましては、①役員報酬等の内容の決定に関する方針等に記載のとおりであります。
2. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等（基本報酬及び賞与）の額につきましては、2019年3月28日開催の第78回定時株主総会において年額5億5,000万円以内（うち、社外取締役の報酬等の額は年額5,000万円以内）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は7名（うち、社外取締役は3名）です。
3. 業績連動報酬につきましては、社外取締役及び監査等委員を除く取締役に対して「賞与」及び「信託型株式報酬」を設定しております。「賞与」の算定基礎となる評価指標は親会社株主に帰属する当期純利益であり、選定した理由並びに算定方法については①役員報酬等の内容の決定に関する方針等に記載のとおりであります。評価指標の実績は262億円であります。「信託型株式報酬」は2019年3月28日開催の第78回定時株主総会において、3事業年度ごとに6億円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役及び監査等委員を除く）の員数は4名です。算定基礎となる評価指標及び選定した理由並びに算定方法については①役員報酬等の内容の決定に関する方針等に記載のとおりであります。評価指標は2024年12月末日で終了する事業年度から2026年12月末日で終了する事業年度の計画と連動しており、その実績は最終年度（2026年度）の終了後に確定いたします。なお、上表の「信託型株式報酬」には当事業年度において取締役（社外取締役及び監査等委員を除く4名）に付与が見込まれるポイントを基礎とした当社株式等の給付見込額34百万円を記載しております。
4. 非金銭報酬等につきましては、上記3.に記載した「信託型株式報酬」に加え、「譲渡制限付株式報酬」を設定しております。「譲渡制限付株式報酬」は2019年3月28日開催の第78回定時株主総会において、年額6,000万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役及び監査等委員を除く）の員数は4名です。詳細については①役員報酬等の内容の決定に関する方針等に記載のとおりであります。
5. 監査等委員である取締役の報酬等につきましては、2019年3月28日開催の第78回定時株主総会において、年額1億800万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名です。
6. 取締役会は、①役員報酬等の内容の決定に関する方針に基づき、報酬委員会に対し各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ア. 取締役坂田誠二氏は、ヒロセ電機株式会社の社外取締役及び佐鳥電機株式会社の社外取締役（監査等委員）を務めておりますが、当社と同社との間には、過去から現在にわたり取引関係その他の特別の関係はありません。
- イ. 取締役萩原貴子氏は、株式会社DDDの代表取締役及びNECキャピタルソリューション株式会社の社外取締役を務めておりますが、当社と同社との間には、過去から現在にわたり取引関係その他の特別の関係はありません。
- ウ. 取締役（監査等委員）東葎葉子氏は、アルプスアルパイン株式会社の社外取締役（監査等委員）を務めております。同社と当社の間には、製品の販売等の取引関係がありますが、直近の連結会計年度の取引額は、それぞれの連結売上高の1%未満と僅少であります。また、同氏は、公認会計士東葎葉子事務所の代表であり、コクヨ株式会社の社外取締役を務めておりますが、当社と同事務所及び同社との間には、過去から現在にわたり取引関係その他の特別の関係はありません。
- エ. 取締役（監査等委員）福山靖子氏は、スプリング法律事務所のパートナー弁護士であり、株式会社アールエイジの社外取締役（監査等委員）及びビーピー・カストロール株式会社の社外取締役（監査等委員）を務めておりますが、当社と同事務所及び同社との間には、過去から現在にわたり取引関係その他の特別の関係はありません。

##### ② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概況
取締役 岡田 晃	当事業年度に開催された取締役会25回のすべてに出席いたしました。会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識から、また、経営陣から独立した視点で、意思決定及び業務執行の適法性・妥当性・適正性を確保するための助言、提言を適宜行っております。
取締役 坂田 誠二	当事業年度に開催された取締役会25回のすべてに出席いたしました。会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識から、また、経営陣から独立した視点で、意思決定及び業務執行の適法性・妥当性・適正性を確保するための助言、提言を適宜行っております。
取締役 萩原 貴子	2025年3月就任以降、当事業年度に開催された取締役会19回のすべてに出席いたしました。会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識から、また、経営陣から独立した視点で、意思決定及び業務執行の適法性・妥当性・適正性を確保するための助言、提言を適宜行っております。
取締役 (監査等委員) 東葎 葉子	当事業年度に開催された取締役会25回のすべてに出席いたしました。公認会計士としての豊富な経験と専門的見地から、また、経営陣から独立した視点で、意思決定及び業務執行の適法性・妥当性・適正性を確保するための助言、提言を適宜行っております。また、当事業年度において開催された監査等委員会14回のうち13回に出席し、監査結果について意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員) 福山 靖子	当事業年度に開催された取締役会25回のすべてに出席いたしました。国内及び海外における弁護士としての豊富な経験及び他社における社外取締役監査等委員としての見識から、また、経営陣から独立した視点で、意思決定及び業務執行の適法性・妥当性・適正性を確保するための助言、提言を適宜行っております。また、当事業年度において開催された監査等委員会14回のすべてに出席し、監査結果について意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。

		出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概況
取締役 (監査等委員)	金子 敦	2025年3月就任以降、当事業年度に開催された取締役会19回のすべてに出席いたしました。企業統治に関する見識及びグローバルな知見から、また、経営陣から独立した視点で、意思決定及び業務執行の適法性・妥当性・適正性を確保するための助言、提言を適宜行っております。また、2025年3月就任以降、当事業年度において開催された監査等委員会10回のすべてに出席し、監査結果について意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が5回ありました。

### ③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

## 3. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額 63百万円

当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 63百万円

- (注) 1. 当社の重要な子会社（「重要な親会社及び子会社の状況」の②重要な子会社の状況に記載）のうち、海外子会社は、当社会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の適格性、当社からの独立性、専門性その他評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要であると認められる場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 連結計算書類

### 連結貸借対照表 (2025年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	(370,163)	(負債の部)	(35,927)
流動資産	247,715	流動負債	28,311
現金及び預金	143,405	支払手形及び買掛金	10,363
受取手形及び売掛金	38,726	未払法人税等	2,859
商品及び製品	35,679	賞与引当金	328
仕掛品	1,560	役員賞与引当金	321
原材料及び貯蔵品	20,560	その他	14,439
その他	7,876	固定負債	7,616
貸倒引当金	△93	長期借入金	1,299
固定資産	122,448	株式等給付引当金	356
有形固定資産	95,859	退職給付に係る負債	1,150
建物及び構築物	26,735	資産除去債務	26
機械装置及び運搬具	46,171	繰延税金負債	4,621
工具、器具及び備品	4,911	その他	159
土地	7,479	(純資産の部)	(334,236)
建設仮勘定	10,560	株主資本	268,278
無形固定資産	6,808	資本金	20,704
のれん	3,867	資本剰余金	20,419
その他	2,940	利益剰余金	243,922
投資その他の資産	19,780	自己株式	△16,768
投資有価証券	16,366	その他の包括利益累計額	65,909
繰延税金資産	868	その他有価証券評価差額金	6,974
退職給付に係る資産	348	為替換算調整勘定	57,889
その他	2,229	退職給付に係る調整累計額	1,045
貸倒引当金	△31	新株予約権	48
資産合計	370,163	負債純資産合計	370,163

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売 上	高 価		200,417
売 上 原 価	利 益		140,624
売 上 総 利 益			59,793
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			34,325
営 業 利 益			25,467
営 業 外 収 益			
受 取 利 息		2,335	
受 取 配 当 金		447	
為 替 差 益		4,938	
ス ク ラ ッ プ 材 料 売 却 収 入		2,069	
そ の 他		712	10,504
営 業 外 費 用			
株 式 関 係 費		210	
減 価 償 却 費		198	
そ の 他		484	892
経 常 利 益			35,078
特 別 利 益			
固 定 資 産 処 分 益		50	
投 資 有 価 証 券 売 却 益		2	
負 の の れ ん 発 生 益		781	833
特 別 損 失			
固 定 資 産 処 分 損		643	
臨 時 退 職 金		304	
そ の 他		0	947
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益			34,964
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		10,072	
法 人 税 等 調 整 額		△1,380	8,691
当 期 純 利 益			26,272
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			26,272

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 計算書類

## 貸借対照表 (2025年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	(215,300)	(負債の部)	(17,153)
流動資産	97,631	流動負債	13,689
現金及び預金	46,093	買掛金	7,969
受取手形	165	未払金	3,037
売掛金	37,961	未払費用	674
商品及び製品	3,259	未払法人税等	999
仕掛品	67	賞与引当金	239
原材料及び貯蔵品	1,211	役員賞与引当金	261
その他	8,872	その他	507
固定資産	117,669	固定負債	3,463
有形固定資産	14,352	長期借入金	198
建物	6,560	株式等給付引当金	356
構築物	282	退職給付引当金	798
機械及び装置	870	資産除去債務	26
車両運搬具	7	繰延税金負債	2,032
工具、器具及び備品	527	その他	49
土地	5,990	(純資産の部)	(198,147)
建設仮勘定	114	株主資本	191,124
無形固定資産	169	資本金	20,704
ソフトウェア	165	資本剰余金	20,419
その他	3	資本準備金	20,419
投資その他の資産	103,146	利益剰余金	166,768
投資有価証券	15,816	利益準備金	3,819
関係会社株式	28,714	その他利益剰余金	162,949
関係会社出資金	46,400	固定資産圧縮積立金	70
関係会社長期貸付金	11,728	別途積立金	170,119
その他	519	繰越利益剰余金	△7,240
貸倒引当金	△31	自己株式	△16,768
資産合計	215,300	評価・換算差額等	6,973
		その他有価証券評価差額金	6,973
		新株予約権	48
		負債純資産合計	215,300

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		117,482
売上原価		86,164
売上総利益		31,317
販売費及び一般管理費		21,140
営業利益		10,176
営業外収益		
受取利息	1,454	
受取配当金	29,473	
為替差益	2,470	
その他	551	33,949
営業外費用		
株式関係費	210	
その他	117	328
経常利益		43,797
特別利益		
投資有価証券売却益	2	2
特別損失		
固定資産処分損	32	
臨時退職金	189	
その他	0	222
税引前当期純利益		43,577
法人税、住民税及び事業税	4,403	
法人税等調整額	159	4,563
当期純利益		39,014

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2026年2月19日

マブチモーター株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 武藤 太一  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 岡部 誠  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、マブチモーター株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マブチモーター株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年2月19日

マブチモーター株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 武藤 太一  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 岡部 誠  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、マブチモーター株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第85期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第85期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門及びその他の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月20日

マブチモーター株式会社 監査等委員会

監査等委員 東 葭 葉 子 ⑩

常勤監査等委員 小 林 克 己 ⑩

監査等委員 福 山 靖 子 ⑩

監査等委員 金 子 敦 ⑩

(注) 監査等委員 東葭葉子、福山靖子及び金子敦は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

## 株主総会会場ご案内図

会 場 千葉県松戸市松飛台430番地  
マブチモーター株式会社 本社大会議室  
電話047(710)1111



### 交通のご案内

- 北総線（京浜急行線、都営浅草線、京成線直通）ご利用の場合  
「松飛台<sup>まつひだい</sup>」下車徒歩約7分。
- 常磐線・千代田線ご利用の場合  
松戸駅乗り換え、京成電鉄松戸線「五香<sup>ごこう</sup>駅」（松戸駅より6つ目）下車、駅西口前から京成バス「松飛台<sup>まつひだい</sup>駅」行き又は「紙敷<sup>かみしき</sup>車庫」行きにて「松飛台駅入口」停留所下車、徒歩約3分。

### 【ご注意】

◎駐車場が手狭なため、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

マブチモーター株式会社

<https://www.mabuchi-motor.co.jp/>



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。